

市発注の建設工事における社会保険等未加入対策の改正について

本市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策に取り組んでいますが、その一部について平成28年10月1日から下記のとおり改めます。

※本取組における「社会保険等未加入業者」は、保険加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない業者を指します。加入義務のない（適用除外である）業者は、従前より本取組による排除の対象としておりませんので、ご注意ください。

平成28年10月1日からの対策

- 1 建設工事に係る入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けません。
- 2 入札参加時に社会保険等未加入の元請業者の入札参加を認めません。
- 3 社会保険等未加入の一次下請建設業者（以下「未加入一次下請業者」という。）との下請契約は、原則認めないものとします。
- 4 違反した元請業者に対しては、資格停止措置を行うとともに未加入一次下請業者については、建設業許可権者へ通報（施工体制台帳の写しを添付し、発注者名、工事件名、未加入一次下請業者の商号又は名称、許可番号、住所等）します。
- 5 施工体制台帳により社会保険未加入の下請業者を確認した場合は、市監督員から受注者に対して、社会保険等未加入の下請業者へ加入するように指導しますので、指導を受けた受注者は、建設業法や国の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等を踏まえ、適切な対応を行って下さい。

【施工体制台帳に関する留意事項】

- ・施工体制台帳を新規作成や変更作成したときは、速やかに写しを市監督員に提出して下さい。
- ・施工体制台帳の記入内容を確認するために、発注者（本市）から経営事項審査や保険料の領収書などの写しの提出を求められた場合は、受注者等は速やかに提出して下さい。

※ 3及び5について、従前は下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事4,500万円以上）の市発注工事を対象としていたところ、平成28年10月1日からすべての市発注工事を対象とします。

1, 2, 4については従前の取扱いから変更はありません。

<参考>

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html